

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第54号

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

墨田区公衆便所に関する条例（昭和39年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表法恩寺橋際公衆トイレの項から錦糸公園内公衆トイレの項まで、新辻橋際公衆トイレの項、横川橋際公衆トイレの項、錦糸堀公園内公衆トイレの項、緑町公園内公衆トイレの項、江東橋公園内公衆トイレの項、両国橋際公衆トイレの項、中川公園内公衆トイレの項からからたち公衆トイレの項まで、文花公園内公衆トイレの項、くるみ公衆トイレの項、やまぶき公衆トイレの項、梅若公園内公衆トイレの項、まち歩きトイレ業平橋の項及びまち歩きトイレ言問橋の項を削り、同表に次のように加える。

八広三丁目こども広場内公衆トイレ	東京都墨田区八広三丁目24番8号
菊川三丁目こども広場内公衆トイレ	東京都墨田区菊川三丁目6番4号

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表新辻橋際公衆トイレの項を削る改正規定は、墨田区規則で定める日から施行する。